

「教職員の懲戒処分の公表基準」の一部改正の概要

（改正内容）

地方公務員法に基づく懲戒処分のうち、免職又は停職の処分を行ったときは、原則として、処分年月日、処分内容、被処分者の所属（課所名、学校名）、職名、氏名、年齢、性別、処分事由（事案の概要）を公表する。

（適用期日）

平成 26 年 5 月 1 日以降に行う処分から適用する。